

伊予市移住者住宅改修支援事業

伊予市では、県外からの移住・定住を促進することにより地域の振興を図るため、移住者が空き家を有効に活用し空き家改修などを行う経費に対し、予算の範囲内で一部を補助します。

補助対象者

- 平成 28 年 4 月 1 日以後に県外から伊予市へ移住した方
- 購入又は賃借した空き家に継続して 5 年以上居住する方
- 空き家の改修等を行うことができる権原を有している方
- 子育て世帯又は働き手世帯に属する方
- 世帯全員が市税等を滞納していない方
- 暴力団員等でない方

補助対象空き家

- 県・市空き家情報バンク等に登録された物件で、市内地域団体を通じて購入・賃借した一戸建ての空き家

支援内容

空き家の改修 (木工事、屋根工事、建具工事、内装工事、 外装工事、塗装工事、外構工事など)	○補助率 経費の 2 / 3 ○補助限度額 140 万円 (注) 50 万円以上の改修に限る。
家財道具の搬出等 (不要な家財道具の搬出入、処分又は清掃)	○補助率 経費の 2 / 3 ○補助限度額 20 万円 (注) 5 万円以上の搬出等に限る。

注意事項

- 着工前の申請で、補助金申請年度内に改修等の完了が見込まれるもの。
- 原則として、市内に住所を有する個人事業者又は市内に事務所を置く法人による改修等であるもの。
- 補助金の確定通知を受けた日から 5 年未満に転居したり、取り壊し、売却、賃貸等を行った場合、補助金を返還していただく場合があります。
- 詳しくは事前に下記の連絡先にお問い合わせください。

問い合わせ先

伊予市 未来づくり戦略室 (移住・定住担当)

TEL : 089-982-1111 (内 668) FAX : 089-983-3681

E-mail : miraidukuri@city.iyo.lg.jp URL : <http://www.city.iyo.lg.jp/>

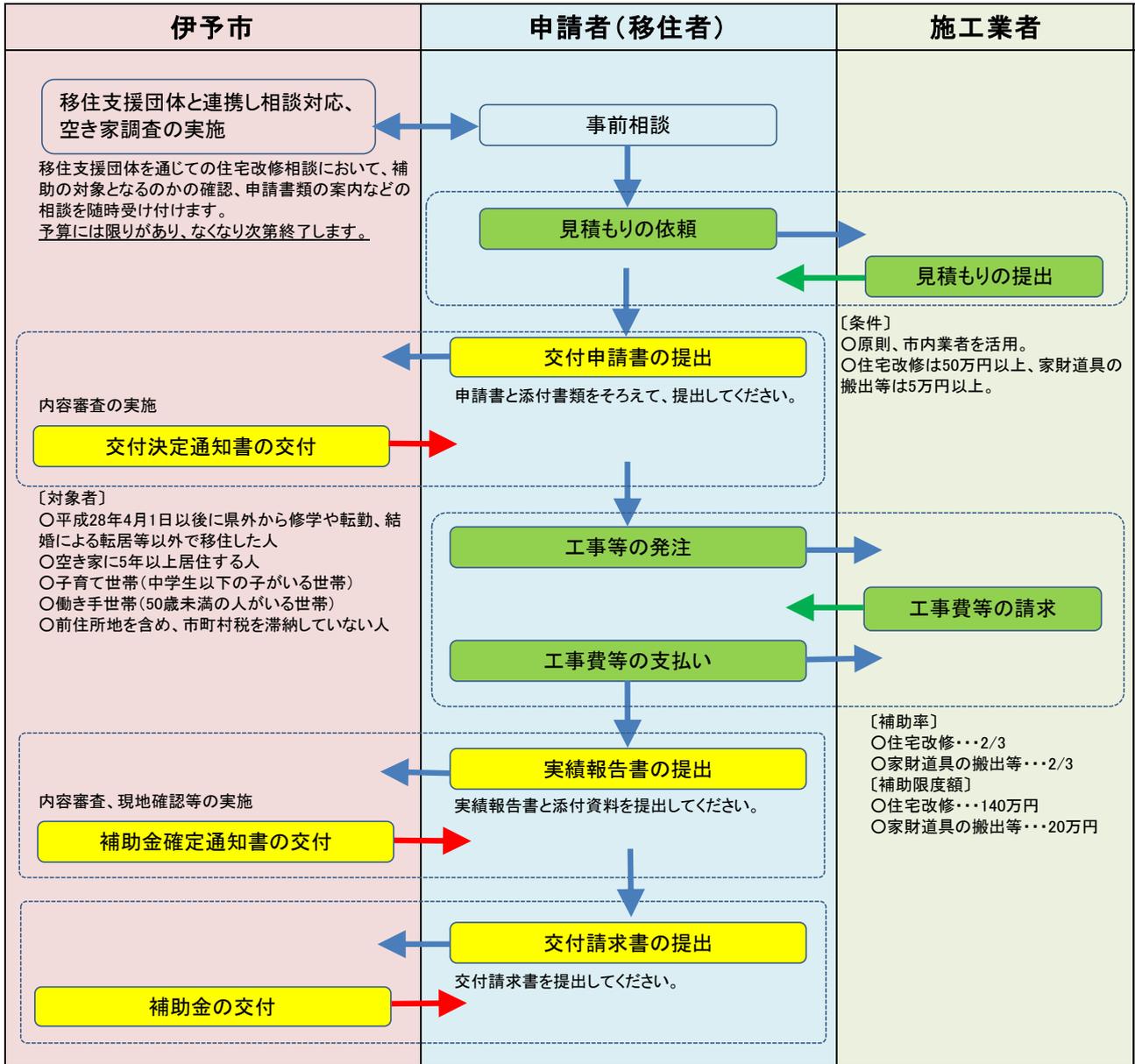
※事業内容や様式はホームページにも掲載していますのでご覧ください。



ますます、いよし。

伊予市

補助金交付の流れ



※必要に応じて、空き家の現況や改修状況等を確認させていただくことがありますので、ご協力をお願いします。

参考例

○住宅改修: 2,000千円(水回り・外壁・屋根などの改修工事)
負担割合(市1,333千円、移住者667千円)

2/3	1/3
市補助金として移住者に交付 (1,333千円)	自己負担 (667千円)

○家財道具搬出等: 200千円
負担割合(市133千円、移住者67千円)

2/3	1/3
市補助金として移住者に交付 (133千円)	自己負担 (67千円)